

宮川公男著「高速道路料金、なぜ料金を払うのか - 高速道路問題を正しく理解する - 」

東洋経済新報社 2011年8月9日刊を読む

高速道路とは何か - 高速料金、郵便の速達料金、大学の授業料 -

1. 高速料金と特急料金との対比論は他にも例を見出すことができる。一つは本文でも述べた郵便における速達料金である。
2. 鉄道の場合の特急料金の負担と同様に、郵便の場合にも速達料金の負担がある。葉書で普通料金は50円、封書で80円(ただし25グラムまで)であるが、普通より速く配達してもらう速達の場合には利用者は270円の速達料金を追加的に負担しなければならない。
3. 普通郵便の場合には配達に2日以上かかり、速達便であれば1日で配達されるというようなことが考えられる。この場合、速達便は普通便よりも1日以上速く配達されるわけであり、速達料金270円はそのための受益者負担である。それだけ速く配達してもらうことに利益があり、そのために270円を追加的に負担しても良いと考える人は速達便を利用するし、それだけ速く配達してもらう必要はなく、したがってそのための270円を負担する価値はないと考える人は普通便を利用する。これが受益者負担の考え方である。
4. ここでもし速達料金をタダにすれば、特に速く配達してもらう必要のない人まで多くの人が速達便を利用しようとするだろう。そうすると郵便の総コストが上昇し、現行の普通便料金を値上げしなければならなくなり、郵便利用者全体の負担増になる。今までの速達料金を払っても速達便を利用したであろう人の負担は少なくなるかもしれないが、速達便を使う必要がなく普通便を使う人の負担は大きく増えるであろう。これは明らかに受益者の負担減が非受益者の負担増によってまかなわれることであり、受益者負担の原則に反する。
5. もう一つの例をあげれば高等教育、特に国公立大学の授業料がある。国公立大学は道路と同じようにほとんど全部税金でまかなわれている。それなのに授業料は無料ではない。これに対して、初中等教育の小学校と中学校は国公立であれば無料である。これは、小・中学校は一般道路、大学は高速道路のようなものと考えることができるからである。
6. 小・中学の教育は義務教育としてすべての人が受ける。基礎的な読み書き計算能力などの教育は、それを受けるすべての人にとって個人の利益である(受益の公平性)だけでなく、社会のすべての人々の生活が支障なく行われるためにも必要なものである(受益の外部性)。このように小・

中学の教育は公共財として無料で提供されるべき受益の公平性と外部性の条件を備えている。それに対して大学は、学問、科学技術の発展に寄与するというような外部効果もあるとはいえ、すべての人が大学教育を受けるわけではなく、教育からの受益は個人に帰属するものが大きい。だからこそ親は子どもの教育のために塾の費用などに投資し、良い大学に進学させようとする。したがって大学の授業料は受益者負担として学生が支払うものとするのが適当なのである。これは高速道路の料金のようなものと考えてよいであろう。

P43 ~ 44

[コメント]

財政破綻直前の国と地方の債務や超少子化、労働年齢の大減少の下での超高齢化に加え、3.11東日本大震災から東日本復興、日本再生を果たすべきときに、国民の人気取りのために高速道路無料化を打ち出した政権に対する意見表明の書。

- 2011年7月31日 林 明夫記 -